

意見書の提出を希望されるかたへ

島本町議会

【意見書を提出するよう求めたい時の手続き】

本町議会に対して、国会や関係行政庁に意見書を提出するよう求めたい時は、島本町議会議長あてに文書（様式は任意、複数枚にわたっても構いません）を提出してください。文書に記載する内容は次のとおりです。

1. 提出年月日
2. あて先（島本町議会議長あて）
3. 提出者の住所、氏名
4. 意見書の趣旨
5. 意見書の案文
6. 提出先機関

2月、6月、9月、12月に開催される本会議の議会運営委員会の前日までに提出された意見書を、当該本会議の会議期間中に協議します。（議会運営委員会の日程は、島本町ホームページの「議会等の開催日程」のページでご確認ください。いつまでに提出すればいいかわからない場合は、議会事務局までお問い合わせください。）

【提出後の流れ】

議案として提出するためには、議員定数の4分の3以上の議員の賛成が必要ですので、ご要望いただいた意見書すべてが議案として上程されるものではありません。

上程となるか否かは、本会議初日に行われる議会運営委員会で協議し、決定します。上程することとなった意見書案は、当該会議期間中に本会議で審議されることになります。本会議での審議の結果、採択に至った意見書は、国会や関係行政庁に提出します。

【お問い合わせ】

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町議会事務局

(Tel075 - 962 - 6315、Fax075 - 962 - 6322 役場3階)